

# 荒川区青少年健全育成基本方針

## 荒川区青少年問題協議会

### 1 趣旨

少子高齢化や人口減少、グローバル化のさらなる進展など社会経済情勢の変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、家庭環境を見ると、様々な要因によって引き起こされる子どもの貧困や児童虐待が社会問題となっている。また、スマートフォンなどの急速な普及による情報化のさらなる進展は、生活が便利になる一方で、青少年が加害者や被害者となる事件に結びつくほか、いじめに起因する痛ましい事件が発生するなど、青少年の健全な育成に大きな影響を与えている。

さらに、令和2年から始まった、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、小中学校を含むすべての学校が長期間にわたり臨時休校となった。再開後も、感染予防の徹底のため、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、これまで当たり前に行ってきた行事や授業の縮小や中止等、子どもたちに多くの制約が課される生活が続いている。

こうした変化の時代だからこそ、次代を担う青少年が、自らを律し主体的に行動するために、社会の一員として「考える力」を養い、豊かな心や感動する心、そして思いやりの心を持ち、たくましく生き抜いていくことのできる「生きる力」を育むことが重要である。

このような観点から、学校、家庭、地域等が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため「荒川区青少年健全育成基本方針」を定めるものとする。

### 2 基本方針の考え方

#### （生活習慣の改善）

子どもたちが健やかに成長し、「生きる力」を身につける上で、家庭での生活習慣やしつけは、極めて大きな役割を担っている。区では、家庭と連携して、早寝早起き朝ごはん推進運動、道徳教育の充実等に取り組んできた。

荒川区青少年問題協議会が令和3年に実施した「家庭における親の教育意識と青少年意識調査」（以下「意識調査」という。）では、意識調査を開始した平成20年と比較して「早寝・早起き・朝ごはん」をする子の割合が増えている。また、就寝時間が早い子のほうが、自己管理能力や自己肯定感が高いという調査結果であった。

引き続き、基本的な生活習慣の習得や規範意識の向上を図りながら、家庭の教育力の向上に取り組んでいくことが重要である。

#### （体験活動等への参加促進）

次代を担う青少年が、たくましく成長し、社会性や自立性を育むためには、様々な体験活動や地域活動へ参加することが大切である。特に、自然体験について、令和3年の意識調査では、

自然の中で活動することが好きな子は減少傾向であるが、文部科学省の調査では、子どもの頃にキャンプなどの自然体験やボランティア、多様な遊びや読書といった体験の回数が多いほど、自分には能力や価値があると感じる「自尊感情」や外向性などが高いことが示されている。区では、これまで勤労体験、区立中学校における防災部の創設、共同生活を行いながら英語を学ぶワールドスクール、鴨川市の農家にホームステイしながら農業体験などを行う自然まるかじり体験塾、地域で実施しているこどもまつりへの参加等の取組を進めてきた。

今後、青少年が自然体験や地域活動だけでなく、ボランティア、スポーツ、語学などの分野へ積極的に参加・体験できる環境整備を進めていくことが重要となる。

#### **(環境浄化活動の推進)**

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の安易な利用により犯罪に巻き込まれる事件やSNSを利用したいじめが増加している。また、青少年による非行や問題行動、危険ドラッグに接触する機会の増大、不健全図書など有害な情報の氾濫などの課題がある。

このような中、情報モラル教育の推進、薬物乱用防止教室の開催、青少年育成地区委員会による環境浄化活動等に取り組んできた。

これからも、情報モラルの育成を図るほか、有害情報から子どもたちを守り、非行や犯罪が起りにくい社会環境を構築していくことが重要となる。さらに、非行・犯罪等を犯した青少年に対しては、適切な立ち直り支援をすることが必要である。

※SNSとは、インターネットを通じて、知人や友人とのコミュニケーションを楽しむことができるサービス。

#### **(地域における子どもの安全対策)**

家族形態の変容等により、家族以外の大人との交流の機会が減少傾向にある。また、一部の青少年が、深夜営業の店舗前等で迷惑行為や不良行為をするなどの課題もある。

このような状況等を受けて、地域におけるあいさつ運動、ながら見守りネットワーク活動、安全安心パトロールカー（青パト）による区内巡回、区内各所への防犯カメラの設置、あらかわの心推進運動、子どもたちの緊急避難場所としてのわがまちあんしん110番等を推進してきた。

今後も、規範意識の向上を図りながら、人間性や社会性を育む環境を整備し、地域全体で子どもを育てていく機運を高めていく必要がある。

#### **(児童虐待防止等への取り組み)**

近年、児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、令和2年度の全国の児童相談所の相談対応件数が過去最多となるなど児童虐待が大きな社会問題となっている。その他にも、子どもの貧困、いじめ、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー等についても課題となっている。これらの課題に対応するために、社会全体で関心を持ち、学校、家庭、地域、関係機関と連携を強化していくことが必要である。

区では、これまで地域の力を活かした子どもの居場所づくり事業、学習支援事業、あらかわ寺子屋事業、スクールソーシャルワーカーの配置、荒川区いじめ防止基本方針に基づく対応等に取り組んできた。

さらに、令和2年度には、児童家庭相談の内容の複雑化による対応の困難さが増しているこ

とを踏まえ、児童相談体制のより一層の充実のために子ども家庭総合センター（児童相談所）を開設した。

今後、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応するために、さらなる関係機関の連携強化を図ることが重要となる。

### 3 重点目標

荒川区青少年問題協議会は、荒川区の地域力を活かした様々な活動を通して、青少年が基本的な生活習慣を身につけるとともに、社会環境の変化に対応できる力を持ち、規範意識や倫理観、思いやり助け合いの心を育てることを目指し、次の重点目標を掲げ青少年の健全育成に取り組むこととする。

#### (1) 規則正しく生活し明るい家庭をつくる

家庭は最も身近な社会である。青少年が、社会の一員として生活していくためには「あいさつ」「きまりを守る」などの基本的な生活習慣やルールを身につける必要がある。そのため、まず親がよき手本となり行動する明るい家庭を築いていく。

ア 一日は「おはよう」で始め、「おやすみ」で終わらせよう

（まず、大人からあいさつをしよう）

イ 我が家のきまりをつくろう（テレビ、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム等の利用についての家庭のルールをつくろう）

ウ 「早寝、早起き、朝ごはん」などの規則正しい生活習慣や運動習慣を身に付けさせよう

エ 親子でよく話し、家庭内のコミュニケーションを図ろう

（家族で食卓を囲む場を大切にし、お手伝いをさせよう）

#### (2) 青少年に社会参加や体験をさせる

青少年が、社会の一員として、「社会」との関わりを持ち、豊かな人間関係を広げるとともに、社会性や自立性を育むため、地域活動や団体活動に積極的に参加させ、いろいろなことを経験、体験させていく。

ア 子どもに仕事の体験をさせよう

イ 地域の行事に参加させよう

ウ ボランティア体験をさせよう

エ 自然体験をさせよう

#### (3) 社会環境の浄化推進に努める

青少年が、様々な情報メディアから得る情報のうち、危険なものを見極め、自分に必要なものを取捨選択し活用する能力を向上させる。また、有害情報から子どもたちを守り、社会環境

の浄化に努めていく。

また、罪を犯した人や非行に走った青少年が更生を果たそうとしているとき、本人の更生意欲を支援するために、本人を取り巻く地域社会に対して、理解と協力を求めていく。

- ア 青少年にとって有害な図書やDVD等の実態を把握し、浄化運動を進めよう
- イ インターネットやSNSの利用状況を把握し、インターネット上のトラブルから子どもを守ろう（フィルタリング等の制限機能を活用しよう）
- ウ 青少年の健全育成を妨げる薬物や危険ドラッグ等から子どもたちを守る啓発活動を推進しよう
- エ 犯罪や非行から立ち直るよう青少年の更生を支援しよう

#### **（４）地域ぐるみで子どもを見守り育てる**

青少年の健全育成を促進するため、家庭、学校、地域そして社会全体が連携し支えあい、犯罪の芽を小さいうちに摘み取ることが大切である。

荒川区には、下町・人情のある街として、郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心が受け継がれてきた。青少年が、その心を受け継ぎ、社会の担い手として成長していくため、地域ぐるみで、大人が子どもを見守り育てていく。

- ア 地域ぐるみであいさつをしよう
- イ 近所の子どもの顔を覚え、声をかけよう
- ウ 子どもたちの規範意識・倫理観を育もう
- エ 地域パトロールを実施し、青少年の安全を確保しよう
- オ 地域の防犯意識を高める啓発活動をしよう

#### **（５）安全・安心な明るい社会をつくる**

経済的格差が広がり、子どもの貧困問題や児童虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなどが大きな社会問題になっている。未来を担う青少年が、心豊かでたくましく育つために、地域社会で見守り育て、安全・安心な社会をつくっていく。

- ア 児童虐待を見逃さないようにしよう
- イ 子どもの貧困問題に関心を持ち、理解を深めよう
- ウ いじめを許さない社会をつくろう
- エ 誰ひとり取り残さない社会にしよう

<p>令和４年３月２２日決定 荒川区青少年問題協議会 事務局 荒川区子ども家庭部児童青少年課青少年育成係 電話 03-3802-3111 内線 3833</p>
--